

土地無償貸付契約書

貸付人 さいたま市（以下「甲」という。）と借受人 大門美園自治会（以下「乙」という。）とは、次の条項により土地無償貸付契約を締結する。

（信義誠実等の義務）

第1条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

2 乙は、貸付物件が市有財産であることを常に考慮し、適正に使用するように留意しなければならない。

（無償貸付の根拠）

第2条 甲は、さいたま市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例（平成13年さいたま市条例第76号）第5条第1項の規定に基づき、次条に掲げる物件を乙に無償で貸し付ける。

（貸付物件）

第3条 貸付物件は、次のとおりとする。

区分	所在地	地目	地積	備考
土地	さいたま市緑区美園五丁目3番地	学校用地	2.68 m ²	

（指定用途）

第4条 乙は、貸付物件を貸付申込書に記載した使用目的のとおり用途（自主防災倉庫敷地。以下「指定用途」という。）に自ら使用し、甲の承認を得ないで変更してはならない。

（指定期間）

第5条 乙は、貸付物件を貸付期間開始の日から貸付期間満了の日まで引き続き指定用途に供さなければならない。

（貸付期間）

第6条 貸付期間は、令和4年4月21日から令和5年3月31日までとする。

（使用上の制限）

第7条 乙は、貸付物件について、第4条に定める使用目的の変更を伴わない変更をしようとする場合は、事前に変更する理由を書面によって甲に申請し、その承認を受けなければならない。

2 乙は、前項の規定に基づき甲の承認を得て貸付物件に施設を設置する場合は、管轄を目的として運営してはならない。

3 第1項に基づく甲の承認は、書面によるものとする。

（権利譲渡等の禁止）

第8条 乙は、貸付物件の使用権を第三者に譲渡若しくは転貸し、又は甲の承認を得ないで乙が設置した施設を使用目的を超えて第三者に使用させてはならない。

2 前項に基づき甲の承認は、書面によるものとする。

(物件保全義務等)

第9条 乙は、草刈り及び清掃等を行い、善良な管理者としての注意をもって貸付物件の維持保全に努めなければならない。

2 乙は、貸付物件が天災その他の事由によって損壊し、第三者に損害を与えた場合は、その賠償の責めを負うものとし、甲が乙に代って賠償の責めを果した場合は、乙に求償することができる。

3 第1項の規定により支出する費用は、すべて乙の負担とし、甲に対しその償還等の請求をすることができる。

(美地調査等)

第10条 甲は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合は、乙に対しその業務又は資産の状況に関して質問し、実地に調査し、又は参考となるべき資料その他の報告を求めることができる。この場合において、乙は調査等を拒み、妨げ又は虚偽の報告を求めない。

(1) 第7条第1項に基づき変更に関する承認申請があったとき。

(2) 第8条及び前条第1項又は第2項に定める義務に違反したとき。

(3) その他甲が必要と認めるとき。

(契約の解除)

第11条 甲は、乙がこの契約に定める義務に違反した場合及び当該物件の管理が良好でないと思われる場合は、この契約を解除することができる。

2 甲は、貸付物件を国、地方公共団体その他公共団体において公用又は公共用に供するため必要が生じた場合は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の5第4項の規定に基づき、この契約を解除することができる。

3 甲は、第7条の規定により現状の変更を承認した場合において、貸付物件の規模が過大と認めるときは、当該部分の契約を解除することができる。

4 乙は、第6条に定める貸付期間にかかわらず何時にてもこの契約を解除することができる。

(原状回復)

第12条 乙は、第6条に定める貸付期間が満了したとき又は前条の規定によりこの契約を解除され、若しくは解除したときは、貸付物件を原状に回復して甲の指定する期日までに返還しなければならない。

(物件の継続)

第13条 乙は、貸付期間満了後引き続き第4条に定める用途に供するため貸付物件を使用するときは、貸付期間満了前1ヵ月までに書面をもって甲に申し出なければならない。

(損害賠償等)

第14条 乙は、この契約に定める義務を履行しないため甲に損害を与えた場合は、その

損害を賠償しなければならない。

2 乙は、第11条第2項の規定に基づきこの契約が解除された場合において、損失が生じた場合は、地方自治法第238条の5第5項の規定に基づきその補償を請求することができる。

(有益費等の放棄)

第15条 乙は、第6条に定める貸付期間が満了し、契約が更新されない場合又は第11条の規定により契約を解除され、若しくは解除した場合において、貸付物件を返還するときは、乙が支出した必要費及び有益費等が現存している場合であっても、甲に対しその償還等の請求をすることができない。

(契約の費用)

第16条 この契約の締結及び履行に関して必要な費用は、すべて乙の負担とする。

(疑義等の決定)

第17条 この契約に関し疑義があるとき、又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議のうえ決定する。

(裁判管轄)

第18条 この契約に関する訴えの管轄は、甲の所在地を管轄区域とする地方裁判所とする。

る。

この契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、両者記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

さいたま市

さいたま市長 清水 勇人

乙 さいたま市緑区美園5-34-12

大門美園自治会

自治会長 渡部 匡之